

第2回次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を 実現する有識者会議

令和 元年 5月30日

家庭と地域の絆を深め、全ての人活躍できる環境の整備について

～障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進～

全国特別支援教育推進連盟理事長

(東洋大学名誉教授)

宮崎 英憲

< 私に与えられたテーマ >

(2) 家庭と地域の絆を深め、

全ての人活躍できる環境の整備について

・ 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進

1. インクルーシブ教育システムの理念に基づく教育施策展開への期待

～インクルーシブ教育システムの理念と新学習指導要領への対応

2. 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進

～平成30年度事業・千葉県の取組の一層の拡大を

インクルーシブ教育システムの理念

に基づく教育施策展開への期待

～ インクルーシブ教育システムの理念 と 新学習指導要領への対応

平成26年11月の諮問及び論点整理のポイント
～特別支援教育の観点から学習指導要領改訂が目指す方向性～

- ・ **インクルーシブ教育システムの理念を踏まえること**
- ・ **全ての学校において、特別支援教育を進めること**
- ・ **特別支援学校については、準じた改善を図ること**

+ **自立活動の充実 と**

知的障害教育の各教科の改善

○ 連続性のある「多様な学びの場」における
子供たちの十分な学びを確保



幼稚園、小学校、中学校、高等学校、
特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に
接続していけるようにしていくこと



教育活動の在り方と相互の連続性を可視化



子供たちの**学びの連続性**を実現していく

※ 論点整理 後半部分の「補足資料」参照

5

改訂学習指導要領 総則

～ 新しい教育課程と

インクルーシブ教育システム構築の考え方 ～

第3章 「生きる力」の理念の具体化と教育課程の課題

2. 「生きる力」の育成に向けた教育課程の課題

(3) 子供たち一人一人の豊かな学びの実現に向けた課題

○ 子供たち一人一人は、多様な可能性を持った存在であり、多様な教育的ニーズを持っている。成熟社会において新たな価値を創造していくためには、一人一人が互いの異なる背景を尊重し、それぞれが多様に経験を重ねながら、様々な得意分野の能力を伸ばしていくことが、これまで以上に強く求められる。一方で、苦手な分野を克服しながら、社会で生きていくために必要となる力をバランスよく身に付けていけるようにすることも重要である。

○ 子供たちの豊かな学びを実現していくための課題として「我が国が平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」において提唱されているインクルーシブ教育システムの理念の推進に向けて、一人一人の子供たちが、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、共に学ぶことを追求することは、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していくことでもある。」

第8章 子供一人一人の発達をどのように支援するか

5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

- 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、通級による指導や特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方をわかりやすく示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。
- 通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導については、制度の実施にあたり必要な事項を示すことと併せて、円滑に準備が進められるような実践例の紹介等が求められる。
- 障害者理解や交流及び共同学習については、学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、全ての人々が、障害等の有無にかかわらず、多様性を尊重する態度を育成できるようにすることが求められる。

第1章総則

第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割

何ができるようになるか

第2 教育課程の編成

何を学ぶのか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
- 3 教育課程の編成における共通的事項
- 4 学校段階等間の接続

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか、何が身に付いたか

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 2 学習評価の充実

第4 児童(生徒)の発達の支援

子供一人一人の発達をどのように支援するか

- 1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実
- 2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導
 - (1) 障害のある児童(生徒)などへの指導
 - (2) 海外から帰国した児童(生徒)などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童(生徒)に対する日本語指導
 - (3) 不登校児童(生徒)への配慮

第5 学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

- 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

※

カリキュラム・マネジメント

総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実

- (1) **学習や生活の基盤として、教師と児童(生徒)との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実に図ること。**
- (2) 児童(生徒)が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、**…生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実に図ること。**
- (3) 児童(生徒)が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力身に付けていくことができるよう**…キャリア教育の充実に図ること。**
- (4) 児童(生徒)が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、**学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童(生徒)や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童(生徒)の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実に図ること。**
その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、**個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。**
- イ **特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。**
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。**
- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、**各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。**
- ウ **障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。**
- エ 障害のある児童などについては、**家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。**

小・中学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(平成29年3月)、高等学校学習指導要領(今後改訂予定)において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を**組織的かつ継続的**に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、**個別の教育支援計画を作成、活用**に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、**個別の指導計画を作成、活用**に努める。特に、**特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画を**全員作成**。
- **各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。**
- **障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。**

上記のほか、中央教育審議会答申(平成28年12月)において、高等学校学習指導要領において、次の点を提言。

- **高等学校における通級による指導の制度化(平成30年度から)**に当たり、通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。

■ 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。

（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校学習指導要領解説の説明（例） 【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

（国語科での例）

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える**自助具（スリット等）**を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージなど

【手立て】：
見えにくさに応じた情報保障

- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのかわかるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論など

- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりする**などの配慮をする。

注意のコントロールなど

- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮**をする。

特別支援学校学習指導要領等 改訂のポイント

～ 知的障害者である子どもの各教科等を中心に～

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

特別支援学校幼稚部教育要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を公示
(平成29年4月28日)

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と**卒業後の自立と社会参加**に向けた充実。

-15-

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

2. 教育内容等の主な改善事項

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、**子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方**を規定。(第1章総則第8節)
 - ・当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容**について、**育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理**。(第2章各教科第1節第2款,第2節第2款,第4章) その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・**中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実**
 - ・**小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる**ことを規定
 - ・知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、**特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができる**よう規定(第1章総則第8節3)

-16-

知的障害者である子どものための各教科 (例：国語)

17

改訂の要点

教科の目標

【現行の学習指導要領の教科の目標】

(小学部)

日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それらを表現する能力と態度を育てる。

(中学部)

日常生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを活用する能力と態度を育てる。

【新学習指導要領の教科の目標】

(小学部)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(中学部)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【新学習指導要領の教科の目標】

(小学校)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(中学校)

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

改訂の要点

教科の目標

【新学習指導要領の教科の目標(小学部)】

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

「知識及び技能」として

(1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。

「思考力, 判断力, 表現力等」として

(2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。

「学びに向かう力, 人間性等」として

(3) 言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

「知識及び技能」、「思考力, 判断力, 表現力等」、「学びに向かう力, 人間性等」の
三つの柱で目標を整理

改訂の要点

教科の目標

【新学習指導要領の教科の目標(中学部)】

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

「知識及び技能」として

(1) 日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。

「思考力, 判断力, 表現力等」として

(2) 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。

「学びに向かう力, 人間性等」として

(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

「知識及び技能」、「思考力, 判断力, 表現力等」、「学びに向かう力, 人間性等」の
三つの柱で目標を整理

中央教育審議会答申（抜粋）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性

- 子供たちの学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。
- 小学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画を基に、子供たちの障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。
- 次期学習指導要領の改訂において、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

障害のある人の生涯を通じた

多様な学習活動の推進

— 平成30年度事業・千葉県の取組の一層の拡大を

文部科学省 障害者活躍推進プラン (平成31年1月21日)

1. 背景・経緯

○文部科学省においても障害者雇用者数の不適切な計上が発覚。深い反省の上に障害者雇用率の達成とより積極的な施策の推進が重要

○浮島文部科学副大臣のもとに、障害者の活躍推進の観点から「重点的に進める5つの政策プラン」として取り上げた各施策の担当課で構成する「障害者活躍推進チーム」(平成31年1月21日決定)を設置。 ※平成31年2月22日に新たにプランを一つ追加し6つのプランとした

2. 重点的に進める6つのプラン(及び担当課)

① 障害のある人とともに働く環境を創る(～文部科学省における障害者雇用推進プラン～) 担当:大臣官房人事課

② 発達障害等のある子供達の学びを支える(～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～) 担当:初等中等教育局特別支援教育課

③ 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する(～障害者の生涯学習推進プラン～) 担当:総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

④ 障害のある人の文化芸術活動を支援する(～障害者による文化芸術活動推進プラン～) 担当:文化庁参事官(文化創造担当)

⑤ 障害のある人のスポーツ活動を支援する(～障害者のスポーツ活動推進プラン～) 担当:スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

⑥ 障害のある人が教師等として活躍することを推進する(～教育委員会における障害者雇用推進プラン～) 担当:総合教育政策局教育人材政策課

※プラン名称は仮称であり、公表に当たり変更する可能性があります。

文部科学省 障害者活躍推進プラン 概要 (平成31年4月)



趣旨

- ◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

プランの内容

1 障害のある人とともに働く環境を創る

～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を發揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

- ①障害者雇用促進に向けた基礎的な取組<実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等>
- ②法定雇用率の達成に向けた採用の取組<プレ雇用、ステップアップ制度の導入等>
- ③職場定着し活躍できる職場環境作りの取組<職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮>

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

- ①学びの場の充実に向けた基盤の整備<自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進>
- ②コンファレンスの実施<障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催>
- ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究<合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究>

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める6つの政策プラン

2 発達障害等のある子供達の学びを支える

～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

- ①通級における指導方法のガイドの作成
- ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する

～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

- ①鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援
- ②全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等
- ③共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援
- ④日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する

～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備<大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等>
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備<スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化>
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上<会場づくりや運営方法について好事例を収集>

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する

～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

- ①教師に係る障害者雇用の実態把握
- ②教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信
- ③教員採用試験の改善
- ④相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信
- ⑤障害のある教師が働きやすい環境整備
- ⑥教師以外の職員の障害者雇用の推進

文部科学省 障害者活躍推進プラン

2. 発達障害等のある子供達の学びを支える

～ 共生に向けた「学び」の質の向上プラン ～

- ・学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。
 - ①通級における指導方法のガイドの作成
 - ②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
 - ③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

3. 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する

～ 障害者の生涯学習推進プラン ～

- ・学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。
 - ①学びの場の充実に向けた基盤の整備
＜自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進＞
 - ②コンファレンスの実施
＜障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催＞
 - ③生涯学習機会の充実に向けた調査研究
＜合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究＞

新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）

平成31年4月21日

文部科学大臣 柴山 昌彦

（諮問理由）

……以上に挙げたように、今後の社会状況の変化を見据え、初等中等教育の現状及び課題をふまえ、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」諮問を行うものであります。

（具体的な審議内容）

① 新しい時代に対応した義務教育について

- 特定分野に特異な才能を持つものや障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援など、児童生徒の一人一人の能力、適性などに応じた指導

② 新しい時代に対応した高等学校教育について

- 特定分野に特異な才能を持つものや障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援など、生徒の一人一人の能力、適性などに応じた指導

③ 外国人児童生徒等への教育の在り方について

④ これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境整備について

- 特別な配慮を要する児童生徒に対する指導など、特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

18歳成人、改正「民法」成立 (2022年4月施行)

- ・ 成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が、2018年6月13日参院本会議で可決成立した。若者が親の同意なくローンなどの契約を結べるようになる。既に、18歳以上に引き下げられた選挙権年齢と合わせ、若者の社会参加を促す。

※ (親の同意なく契約した場合に原則取り消せる規定は、18・19歳は適用されなくなる。)

国連・障害者の権利委員会 パラレルレポートの動向

- ・ 障害者の権利条約締結国は、権利条約の監視機関である国連・障害者権利委員会に報告書の提出が義務付けられている。国の報告書と共に、障害者団体等で構成された市民団体とオンブズマンがパラレルレポートを作成し、提出している。
- ・ 国連・障害者権利委員会は、国の報告書とパラレルレポートを元に、各国の進捗状況のチェックを行い勧告する。
- ・ 第24条教育をめぐる解釈が争点となる。

障害者の生涯学習の推進方策について

— 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して —
(報告)

平成31年3月

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議

第1章 背景 —なぜ今、障害者の生涯学習について考えるか—

第2章 障害者の生涯学習推進の方向性

第3章 障害者の生涯学習を推進するための方策

第4章 障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組

第1章 背景 —なぜ今、障害者の生涯学習について考えるか—

1. 障害者の生涯学習推進の意義

- (1) 障害者をめぐる社会情勢の進展 (2) 「共生社会」実現の必要性

2. 障害者の学びを取り巻く現状と課題

- (1) 障害者本人へのアンケート調査
(2) 学習機会提供主体への実態調査
(i) 都道府県, 市区町村, 特別支援学校への調査
(ii) 大学への調査
(iii) 公民館・生涯学習センター等への調査
(iv) 都道府県, 市区町村(地域生活支援事業担当)への調査
(v) 民間における障害者の学習支援の状況
(3) 「障害者に関する世論調査」

第2章 障害者の生涯学習推進の方向性

1. 目指す社会像

- (1) 誰もが、障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会であること
(2) 障害者が、健康で生きがいのある生活を追求することができ、自らの個性や得意分野を生かして参加できる社会であること

2. 障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点

- (1) 本人の主体的な学びの重視
(2) 学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化
(3) 福祉, 労働, 医療等の分野の取組と学びの連携の強化
(4) 障害に関する社会全体の理解向上

第3章 障害者の生涯学習を推進するための方策

1. 学校卒業後における障害者の学びの場づくり

(1) 学校から社会への移行期の学び 〈視点1〉

- ① 学校教育段階からの将来を見据えた教育活動の充実
(学習指導要領を踏まえた取組の推進)(特別支援学校における卒業生のフォローアップ)
② 移行期に求められる学習内容
③ 学校卒業後の組織的な継続教育の検討
(障害福祉サービスと連携した学びの場づくり)(大学における障害者の学びの場づくり)

(2) 各ライフステージにおいて求められる学び 〈視点2〉

- ① 各ライフステージで求められる学習内容
② 多様な実施主体による多様な学びの機会提供の促進
(公民館等の社会教育施設や生涯学習センターにおける講座等)
(特別支援学校の同窓会組織等が主催する学びの場)(大学のオープンカレッジや公開講座)
③ 障害の特性を踏まえ特に考慮すべき事項 (視覚障害者の学び)(聴覚障害者の学び)(肢体不自由者の学び)
(難病患者の学び)(精神障害者の学び)(発達障害者の学び)(重度・重複障害者の学び)

2. 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり

- (1) 生涯学習分野における合理的配慮の推進
・生涯学習分野における障害者の差別解消に向けて、「環境」「意識」「情報」のバリアの解消
(2) 多様な形態の「共に学ぶ場づくり」(フォーラム等の開催) (カフェの取組)
(障害者のスポーツの推進) (障害者の文化芸術活動の推進)

(3) 多様な社会参加の在り方の提示

3. 障害に対する理解促進

- (1) 学校教育段階における障害に関する理解促進
(2) 多様な主体と連携した社会における障害理解の促進

4. 障害者の学びを推進するための基盤の整備

- (1) 地方公共団体における実施体制・連携体制の構築
(2) 障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・確保
(3) 幅広い人々の参画を得た障害者の学びの推進
(4) 本人のニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制づくり
(5) 企業等の民間団体と連携した、学びに関する環境整備

第4章 障害者の生涯学習推進に向けて早急に実施すべき取組

1. 国に求められる取組

- (障害者の学びの場づくりにおけるモデル開発・普及)
- (障害者の学びの場づくりを担う中核的人材の育成)
- (地方公共団体における体制整備、取組促進)
- (障害の有無にかかわらず共に学ぶ環境づくりに向けた啓発)

2. 地方公共団体に求められる取組

- (庁内連携、関係機関・団体等との連携の推進)
- (障害者の生涯学習推進を担う人材の育成)
- (障害者本人のニーズを踏まえた学びに関する相談支援体制の整備)
- (障害者の学びの場に関する実態把握・情報提供、学びの場の確保)
- (地方公共団体の教育振興基本計画等への位置付け)

3. 特別支援学校に期待される役割

4. 大学に期待される取組

5. 社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間団体に期待される取組

第5章 今後の検討課題

<成果指標として取り上げることが考えられる事項の例>

- * 教育振興基本計画や障害者計画等に「障害者の生涯学習」に関する目標や事業を位置付けている都道府県・市町村の割合
- * 障害者の生涯学習活動に関する実態把握、ホームページ等による情報提供を行う都道府県・市町村の割合
- * 生涯学習、教育、スポーツ、文化芸術、福祉、労働等の部局や関係機関・団体等による「障害者の生涯学習」に関する協議を行った都道府県・市町村の割合
- * 生涯にわたる学習とつながりを見通した教育を行うことについて、学校経営に関する方針や計画等に位置付け、実施している特別支援学校の割合
- * 障害者が参加して共に学ぶ生涯学習事業を実施してした都道府県・市町村の割合

特別支援学校学習指導要領等 改訂のポイント

特別支援学校学習指導要領の改訂等
で示された生涯学習に関する記述内容

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント（抜粋）

1. 今回の改訂の基本的な考え方・幼稚園30年度、小学部32年度、中学部33年度、高等部34年度入学者から実施予定。

【幼稚園教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と**卒業後の自立と社会参加に向けた充実**。

2. 教育内容等の主な改善事項（抜粋）

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にされたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚園、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。**
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

33

特別支援学校学習指導要領における生涯学習の取扱い

特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領(平成29年4月告示)

第1章 総則

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(4) 児童又は生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、**生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。**

解説

(4) 生涯学習への意欲の向上（第1章第5節の1の(4)）

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある児童生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていくとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけでなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある児童生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科等の指導や、第1章総則第4節の1の(7)及び第5節の1の(3)、第6節の1の(3)に示されていることを踏まえ、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。

障害のある児童生徒が、**学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。**

引き続き、**特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。**

34

特別支援学校高等部 学習指導要領(平成31年2月公示)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第5款 生徒の調和的な発達への支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

- (5) 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、**生涯学習への意欲を高めるとともに**、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮すること。

解説(学習指導要領等説明会説明資料)

(5) 生涯学習への意欲の向上(第1章第2節第5款の1の(5))

本項は、障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることを示している。

人が豊かな人生を送っていくとすれば、単に生活が保障され、仕事により賃金を得て、社会における役割を果たしていくのみならず、学習、文化、スポーツといった生涯にわたる学習や体験の中から生き甲斐を見つけ、人と繋がっていくことが必要となってくる。

そのため学校教育においては、卒業後の生活において、進路に関する指導だけではなく、スポーツ活動や文化活動などを含め、障害のある生徒が、自己実現を図るための生涯にわたる学習活動全般を楽しむことができるよう、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の指導や、第1章第2節第3款の1の(6)及び第5款の1の(3)、第6款の1の(3)に示されていることを踏まえ、**在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、生涯学習への意欲を高めることが重要である。**

障害のある生徒が、学校卒業後も必要な支援を受けながら豊かな生活を送るためには、特別支援学校と、企業や障害者福祉施設等、高等教育機関といった卒業後の進路先とが、密接な連携を図ることが不可欠である。

引き続き、特別支援学校の場においても、学校教育のみならず、社会教育、文化及びスポーツといった、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会が提供されるような機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

ご静聴ありがとうございました。

